

安房「大地と海の恵み発見伝」開催要領

ー 安房地域地産地消見本市ー

1 目 的

安房の安全・安心な農林水産物、加工品等の新たな販路拡大や新商品の開発に向けて、生産者と実需者との情報交換の場を創成するとともに一般消費者に対し試飲・試食・販売を行う「安房地域地産地消見本市」を開催することで地産地消を推進する。

また、「食の安全・安心の推進」、農山漁村の活性化を図るため「6次産業化・農商工連携・米消費拡大等のPR」、「安房地域グリーン・ブルーツーリズム紹介・写真展」を併せて開催する。

2 主 催

安房農林業振興協議会、ちばの「食」産業連絡協議会

3 共 催

千葉県（安房農業事務所、南部林業事務所、館山水産事務所）

4 後 援

有限会社 房州日日新聞社

5 開催日時及び場所

(1) 日時 令和元年11月7日（木） 午前11時から午後3時まで

(2) 場所 鴨川グランドホテル コンベンションホール2階
鴨川市広場820 (TEL 04-7092-2111)

6 内 容

(1) 安房地域地産地消見本市

- ・安房地域の農林水産物（加工品）生産者及び団体、直売所等が出展し、実需者との情報交換等を行い、販路拡大等を図る。
- ・一般消費者を対象に、生産者・団体等が自慢の商品のPR・試飲・試食・販売を行い、地産地消を推進する。

(2) 各種PRコーナー等の設置

- ア 地域特産品の紹介や観光案内コーナー
- イ 食の安全・安心を推進するための展示コーナー
- ウ 6次産業化・農商工連携・米消費拡大に向けた展示コーナー
- エ 安房地域グリーン・ブルーツーリズム紹介展示コーナー・写真展
- オ プレゼントコーナー

7 日 程

- (1) 開 会 (11:00)
- (2) 安房地域地産地消見本市 (11:00～15:00)
- (3) 各種PRコーナーの設置 (11:00～15:00)
 - ア 地域特産品の紹介や観光案内等
 - イ 食の安全・安心推進等
 - ウ 6次産業化・農商工連携・米消費拡大等
 - エ 安房地域グリーン・ブルーツーリズム紹介・写真展
 - オ プレゼント
- (5) 閉 会 (15:00)

8 その他

- (1) 参加費は原則無料であるが、別途経費がかかる場合は、出展者負担の可能性
がある。
- (2) 出展申込者を対象に後日出展者説明会を開催場所で開催予定である。
(10月上旬)。

9 問い合わせ先

館山市北条402-1

安房農業事務所 企画振興課 加藤 美紀・安田 清作

TEL 0470(22)7131

FAX 0470(22)0097

安房「大地と海の恵み発見伝」出展要領

— 安房地域地産地消見本市 —

1 目 的

安房「大地と海の恵み発見伝」開催要領（別添）により開催する「安房地域地産地消見本市」の出展等に関する事項を定め、円滑な出展を図ることを目的とする。

2 開催日時及び場所

- (1) 日時 令和元年11月7日（木）午前11時から午後3時まで
- (2) 場所 鴨川グランドホテル コンベンションホール2階
鴨川市広場820 （TEL 04-7092-2111）

3 出展の条件

- (1) 出展品目・内容等
 - ① 安房地域で生産された農林水産物及び加工品の展示、販売。
 - ② 安房地域で生産される農林水産物のカタログ・チラシ等の紹介。
 - ③ 安房地域で活躍する農林水産グループの取組の紹介。
- (2) 試飲・試食・販売を実施する出展者のうち、営業許可を取得していない方は健康福祉センター（保健所）に相談願います。
- (3) 試飲・試食を実施する出展者は、皿・コップ等を各自で用意すること。
また、発生したごみは各自で持ち帰ってください。
- (4) 魚介類展示のための水槽等の持込みはできない。

4 出展申込み

- (1) 別添「出展申込書」に内容を記入し、9月13日（金）までにFAX 又はE-mailにて申し込む。
- (2) 「出展申込書」に記入いただいた内容から出展者（商品）一覧（事前送付用）、目録（当日用）を作成する。

5 出展会場における搬入・搬出時間等

搬入は、受付を通し物品を降ろした後、指定された駐車場へ車両を移動する。

搬入時間 午前9時から10時30分まで

搬出時間 午後3時から

（※出展団体毎により搬入時間帯を指定する予定）

6 展示台

出展者当たり原則次から選択する。

・ 90 cm × 90 cm

・ 90 cm × 180 cm

(なお、会場レイアウトの都合によりサイズが変わることがあります)

7 その他

(1) 参加費は原則無料であるが、別途経費がかかる場合は、出展者負担の可能性
がある。

(2) 開場前に開会式(10時40分)を予定しています。

(3) 試飲・試食の行為は可能である。

(4) 販売行為は可能である。

(5) 施設の水道の利用は可能である。

(6) 会場内での電熱機器の使用は可能である。

電熱器の使用を希望する場合は、別添「出展申込書」に持込みする電熱器
の名称、最大使用電力量、台数、使用時間、を記載する。

1 出展者で利用できる電気容量は原則 1,000W までとする。

(7) 包丁、まな板の利用は可能である。

(8) 他に迷惑となる行為はできない。

(9) ごみ類は、各出展者で持ち帰る。

8 問い合わせ先

館山市北条402-1

安房農業事務所 企画振興課 加藤 美紀・安田 清作

TEL 0470(22)7131

FAX 0470(22)0097